

和歌山市電力の調達に係る環境配慮方針

(趣旨)

第1条 この方針は、和歌山市（以下「本市」という。）が行う令和8年度中に電力の調達を開始する契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力の調達契約を締結するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(適用範囲)

第3条 この方針は、本市が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組み、地域における再エネの創出・利用の取組み
(入札参加資格)

第5条 入札参加資格は、前条に定める環境評価項目を、別表の和歌山市環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）により算定した環境評価項目の評価点の合計点数が70点以上であることとする。

(評価)

第6条 本市が行う電力調達契約の競争入札に参加を希望する電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、評価基準により算定し、その評価点等を、和歌山市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（別記様式）に記載し、申請期限までに市長に提出するものとする。

2 市長は、電気事業者から提出された前項の報告書の内容を確認し、その評価点を判定する。

(その他)

第7条 この方針に定めるもののほか、電力調達に係る競争入札に関する環境評価等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、平成28年12月26日から施行する。

附 則

この方針は、平成29年12月5日から施行する。

附 則

この方針は、平成30年11月28日から施行する。

附 則

この方針は、令和元年11月26日から施行する。

附 則

この方針は、令和2年11月20日から施行する。

附 則

この方針は、令和４年　３月１７日から施行する。

附　則

この方針は、令和５年　３月２４日から施行する。

附　則

この方針は、令和６年　３月２７日から施行する。

附　則

この方針は、令和７年　３月１７日から施行する。

附　則

この方針は、令和８年　３月１１日から施行する。

別表（第 5 条関係）

和歌山市環境に配慮した電力調達契約評価基準

項目	区分	配点
(1) 令和 6 年度の 1 kWhあたりの全電源平均二酸化炭素排出係数 (kg-CO2/kWh) ※ 1	0.375 未満	7 0
	0.375 以上 0.400 未満	6 5
	0.400 以上 0.425 未満	6 0
	0.425 以上 0.450 未満	5 5
	0.450 以上 0.475 未満	5 0
	0.475 以上 0.500 未満	4 5
	0.500 以上 0.520 未満	4 0
	0.520 以上	0
(2) 令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況 ※ 2	0.675%以上	1 0
	0%超 0.675%未満	5
	未活用	0
(3) 令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況 ※ 3	15.00%以上	2 0
	8.00%以上 15.00%未満	1 5
	3.00%以上 8.00%未満	1 0
	0%超 3.00%未満	5
	未活用	0
(4) 省エネに係る情報提供、簡易的 D R の取組、地域における再エネの創出・利用の取組み ※ 4	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※ 1 1 kWhあたりの二酸化炭素排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもので、調整後排出係数とする。

なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。また、温対法に基づき令和6年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和6年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。

※ 2-1 未利用エネルギー活用状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。

A：令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）

B：令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）

$\text{令和6年度の未利用エネルギー活用状況（\%）} = A / B \times 100$
--

※ 2-2 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※ 2-3 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

※ 2-4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※ 2-5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※ 3-1 再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。

①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端(kWh)）

②グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）

③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）

④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー

電気に係る非化石証書の量 (kWh)

⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT 非化石証書の量 (kWh)

⑥令和6年度の供給電力量 (需要端(kWh))

令和6年度の再生可能エネルギー導入状況 (%)
$= (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}) / \text{⑥} \times 100$

※3-2 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

※3-3 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）は、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3-4 令和6年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※4 需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

和歌山市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

和歌山市長 宛

住 所
称号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり相違ないことを誓約いたします。

	項 目	自 社 数 値 等	点 数
(1)	令和 6 年度の 1 kWh あたりの全電源平均二酸化炭素排出係数 (kg-CO2/kWh)	kg-CO2/kWh	
(2)	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況	%	
(3)	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況	%	
(4)	省エネに係る情報提供、簡易的 D R の取組み 地域における再エネの創出・利用の取組み	有 ・ 無	
合 計 点 数			

(2) 及び (3) は算出根拠がわかる資料、(4) は取組状況がわかる資料を添付すること。